

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日は、
当日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止
 - 救急診療所の認定
 - 土地改良区の役員の就退任(二件)
 - 土地改良区の役員の退任(二件)
 - 土地改良区の定款の変更の認可
 - 土地改良法による換地計画の決定(三件)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(十件)
 - 土地収用法による事業の認定
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 都市計画事業の認可
 - 道路管理者の河川管理施設の管理の実施

告 示

鳥取県告示第百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
熊野歯科医院	倉吉市西町二七〇二	昭和六十年一月八日

鳥取県告示第百十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
熊野歯科医院	倉吉市西町二六八二	昭和五十九年二月十二日

鳥取県告示第百十三号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急診療所であると認めためたので、同令第二条の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 所 在 地

外科、整形外科キマチ医院 西伯郡名和町大字富長七五五―五

鳥取県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	石 賀 稔	倉吉市下大江一七四―一
"	吉 田 勤	長坂町四六六
"	高 橋 弘 二	四四九

"	増 田 博	広瀬三四三
"	山 下 公 正	東鴨四一
"	蓑 原 峯 三	大宮一六三
"	蓑 原 嘉 博	一六八
"	林 正	岩倉四九一
"	宮 本 佳 晴	下大江一七六―一
"	蔵 増 昭 和	広瀬一四一
監事	中 野 通	東鴨二八二
"	德 永 信 雄	岩倉八一八

昭和五十九年十二月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	石 賀 稔	倉吉市下大江一七四―一
"	蓑 原 峯 三	大宮一六三
"	中 野 通	東鴨二八二
"	吉 田 勤	長坂町四六六
"	蓑 原 嘉 博	大宮一六八
"	宮 本 佳 晴	下大江一七六―一
"	蔵 増 昭 和	広瀬一四一
"	德 永 信 雄	岩倉八一八
"	高 橋 希 昭	長坂町四七〇
"	熊 田 寿 昭	広瀬六五四
監事	林 正	岩倉四九一

堀 尊雄 東鴨七六

昭和五十九年十二月四日就任 任期四年

鳥取県告示第百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 古村 文孝 西伯郡名和町大字押平一五四

齊藤 操 大字高田四五四

中原 義高 五九七一九

小川 直信 一一六

山田 重信 二六

前田 正信 大字茶畑五四一

西山 安太郎 大字押平一〇八

谷野 拓男 一六一

中原 繁 四二四

中原 行治 四三八

美柑 康夫 大字大塚八三

勝部 名将 八二

野口 圭 大字茶畑四〇二

吉野 澄雄 大字古御堂三七六

谷田 義雄 大字押平七一三

監事 古村 睦正 一五六

中原 秀雄 大字高田四六六

昭和五十九年五月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 古村 文孝 西伯郡名和町大字押平一五四

桑本 清 大字高田四八二一三

齊藤 延美 六〇〇

小川 豊美 一一七

山田 重信 二六

西山 萬次郎 大字押平二一〇一六

前田 正信 大字茶畑五四一

野口 圭 四〇二

谷田 季雄 大字押平七五二

細谷 国雄 大字古御堂二二三

谷野 裕 大字押平一五三

中原 弘光 四二五

中原 勲 五三二

美柑 元次 大字大塚八四

石堂 浩 八五

監 事 齊 藤 信 義 “ “ 大字高田四九四

“ 谷 野 拓 男 “ “ 大字押平一六一

昭和五十九年五月十九日就任 任期二年

鳥取県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 岩 本 猛 義 倉吉市上米積三七一

昭和五十九年十一月二日退任

鳥取県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 宅 野 光 輝 西伯郡岸本町岩屋谷三六九

昭和五十九年十二月九日退任

鳥取県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和六十年二月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る名和地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十二号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業黒坂（下町）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（根妻）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和六十年二月九日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
日野町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百二十四号
- 日南町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下三栄地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良

法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十五号

日野町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業三栗地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十六号

日南町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業飛時原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十七号

日南町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業井原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十八号

日南町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業福万来地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十九号

中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

中山町立運動公園建設事業
三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町下甲字中峰、字抜堤下、字四十八、字抜堤及び字小松谷東平地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
中山町役場

鳥取県告示第百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年八月四日 鳥取県指令受都計第百十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳吉字墓原及び字梶田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市弥生町二六三―四

有限会社橋本商事

代表取締役 橋本満義

鳥取県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

日吉津村

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 日吉津村公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年二月八日から昭和六十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第百三十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定に基づき道路との効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法について協議が成立し、

道路管理者が河川管理施設の管理を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

一級河川日野川水系日野川

二 河川管理施設の種類

左岸堤防

三 河川管理施設的位置

日野郡日野町舟場字上ミ河原新田二八七―二七地先から同町舟場字大

小路ノ上ミ八二―一地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日野町

日野郡日野町根雨一二九―一

日野町長 山田芳美

五 管理の内容

- (一) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内に

あるものについての維持

(二) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

昭和六十年二月一日から道路が存続する日まで

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】